# 職員の給与に関する報告及び勧告

平成18年9月

川崎市人事委員会

ます。

18川人委調第295号 平成18年9月11日

川崎市議会議長 矢 沢 博 孝 様 川 崎 市 長 阿 部 孝 夫 様

川崎市人事委員会 委員長 日野原 守

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。 この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望し

# 報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所における従事者の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

なお、職員の給与のうち管理職手当については、「管理又は監督の地位にある職員等の管理職手当の特例に関する条例」(平成14年川崎市条例第55号。以下「特例条例」という。)により一律10%減額して支給されているため、こうした状況をも踏まえて、本年の報告を行うものである。

# 1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、「川崎市職員の給与に関する条例」(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)適用の職員(11,456人、平均年齢42.9歳)の平均給与月額は421,570円(給料359,793円、扶養手当10,406円、地域手当37,694円、その他13.677円)となっている。

これら職員のうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表(1)の適用職員(6,625人、平均年齢42.3歳)の平均給与月額は423,779円(給料360,920円、 扶養手当8,826円、地域手当37,964円、その他16,069円)となっている。

なお、特例条例による管理職手当の減額措置がないものとした場合の本年4月現在における給与条例適用の職員の平均給与月額は422,236円となっており、これら職員のうち行政職給料表(1)の適用者の平均給与月額は424,769円となっている。

#### 2 民間の給与等の実態

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、例年のとおり、人事院及び神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の455事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された112事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者について、役職、学歴、年齢別に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっており、ベースアップの中止等の給与抑制措置を行った事業所の給与状況についても職員との給与の比較に反映されたものとなっている。なお、本年は、調査対象となる民間企業の規模を従来の100人以上から50人以上に改めたほか、調査対象従業員の範囲をスタッフ職の従業員等に拡大した。

【参考資料第10表~第23表(26~42ページ)参照】

本年の職種別民間給与実態調査の調査結果の概要は次のとおりである。

#### (1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年 4 月の初任給の平均額は、大学卒200,573 円、短大卒175,918円、高校卒161,733円となっている。

【参考資料第11表(27ページ)参照】

# (2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめ各職種ごとの平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表(28~37ページ)参照】

# (3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で62.2%、高校卒で36.6%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうちで初任給が据置きの事業所は、大学卒で73.2%、高校卒で66.7%となっている。

【参考資料第13表(38ページ)参照】

## (4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は83.2%であり、その平均支給月額は配偶者15,364円、配偶者と子1人の場合20,918円、配偶者と子2人の場合25,487円となっている。

【参考資料第14表(38ページ)参照】

## (5) 住宅手当

借家・借間居住者に対して住宅手当を支給している事業所は75.3%であり、 自宅居住者に対して支給している事業所は59.9%となっている。

【参考資料第15表(39ページ)参照】

#### (6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞 与等の特別給は、所定内給与月額の4.43月分相当となっている。

【参考資料第16表(39ページ)参照】

#### (7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は19.1%(昨年12.0%)と、昨年を上回っているのに対し、ベースアップを中止した事業所の割合は12.7%(同25.2%)と、大幅に昨年を下回っている。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は83.2%(昨年91.6%)となっており、昨年に比べて減少している。

【参考資料第17表・第18表(39・40ページ)参照】

# (8) 年俸制の導入状況

参考資料第19表に示すとおり、年俸制を導入している事業所は、課長級では28.7%、部長級では33.9%となっている。

【参考資料第19表(40ページ)参照】

## (9) 昇給制度の状況

参考資料第20表に示すとおり、一般の従業員について昇給制度を設けている事業所は88.3%であり、査定昇給を行っている事業所は72.4%となっている。

【参考資料第20表(40ページ)参照】

#### (10) 冬季賞与の配分状況

参考資料第21表に示すとおり、民間事業所の冬季賞与の配分状況については、課長級においては考課査定分が57.6%となっているのに対し、一般の従業員においては考課査定分が44.2%となっている。

【参考資料第21表(41ページ)参照】

#### (11) 雇用調整の実施状況

参考資料第22表に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況を みると、平成18年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は、30.0%と なっている。雇用調整の措置内容としては、採用の停止・抑制(34.9%)、 部門の整理・部門間の配転(30.5%)、業務の外部委託・一部職種の派遣社 員等への転換(30.3%)、転籍出向(29.4%)の割合が高く、希望退職者の 募集(5.7%)、賃金のカット(3.6%)といった厳しい措置も引き続き実施 されている。

【参考資料第22表(41ページ)参照】

#### (12) 所定労働時間の状況

事務・管理部門の平均所定労働時間等は、参考資料第23表に示すとおりとなっている。

【参考資料第23表(42ページ)参照】

# 3 公民給与の比較方法の見直し

本委員会は、公民給与の比較方法について検討した結果、次のとおり比較方法の見直しを行うこととした。

- (1) 比較対象企業規模を従来の100人以上から50人以上に改めるとともに、企業 規模50人以上100人未満の企業の各役職段階との対応関係を設定した。
- (2) 比較対象従業員であるライン職の民間役職者について、公務における役職者の部下数等を考慮してその要件を改めた。
- (3) スタッフ職及び要件を満たしていないライン職の役職者のうち、要件を改めた後のライン職の役職者と職能資格等が同等と認められる者についても比較の対象に加えることとした。

# 4 職員の給与と民間給与との比較

3 で述べた公民給与の比較方法の見直しを行った上で、職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

# 職員の給与と民間給与との較差

(単位:円)

項目	民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b (a - b) / b × 100
		(減額前) 423,527	3,294
行政職給料表(1)関係	420,233	() of \$5.46 \ \ 400 \ 007	2,374
		(減額後)422,607	( 0.56%)

- (注)1 本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
  - 2 職員の給与及び較差欄の上段は、特例条例による管理職手当の減額がないものとした場合の職員の給与に基づき算定した数値であり、同欄の下段は、特例条例による同手当減額後の職員の給与に基づき算定した数値である。

# 5 物価及び生計費

総務省統計局の本年4月における消費者物価指数は、昨年4月に比べると全国では0.4%、本市でも0.3%増加している。

本委員会が同省の家計調査及び全国消費実態調査を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で112,840円、2人世帯で190,200円、3人世帯で226,520円、4人世帯で262,840円となっている。

【参考資料第24表・第25表(43~45ページ)参照】

#### 6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員(一般職)の 給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行った。その内容は、 おおむね次のとおりである。

#### 1 官民の給与較差に基づく給与改定

(1) 官民給与の比較方法の見直し

#### ア 比較対象企業規模

- ・ 従来の「100人以上」から「50人以上」に変更
- ・ 企業規模50人以上100人未満の企業の各役職段階との対応関係の設定

#### イ 比較対象従業員

- ・ ライン職の民間役職者の要件を変更
- ・ 要件変更後のライン職の役職者と同等と認められるライン職の役職者及びス タッフ職に拡大
- ウ 比較における対応関係の整理
  - ・ 給与構造の改革による俸給表の職務の級の新設・統合に伴う対応関係の整理

#### (2) 月例給

本年4月現在の民間給与と公務員給与の較差は18円(0.00%)であり、官民較差が極めて小さく、適切な俸給表改定が困難であること、諸手当についても民間の支給状況とおおむね均衡していること等を勘案して、月例給の水準改定を見送り

#### (3) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額の4.43月分であり、職員の支給月数(4.45月分)とおおむね均衡

# (4) その他の課題

ア 特殊勤務手当の見直し

引き続き手当ごとの業務の実態等を精査して所要の見直しを検討

イ 独立行政法人等の給与水準

専門機関として、独立行政法人等における給与水準の在り方等の検討において 今後とも適切な協力

#### 2 給与構造の改革

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成22年度までの間に計画的に改定することとしており、職員の地域別在職状況等を考慮し、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の暫定的な支給割合を1~3%引上げ

(2) 広域異動手当の新設

広域的に転勤のある民間企業の賃金水準が地域の平均的な民間企業の賃金水準よりも高いことを考慮し、広域異動を行った職員に対して手当を新設

(3) 俸給の特別調整額の定額化

年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率 制から俸給表別・職務の級別・特別調整額の区分別の定額制に移行

(4) 勤務実績の給与への反映

新たな昇給制度及び勤勉手当制度における勤務成績の判定に係る改善措置等の活用について、管理職層以外の職員についても平成19年度からの実施に向けて準備

(5) 専門スタッフ職俸給表の検討

各府省において検討が進められている複線型人事管理の具体的内容等を踏まえ、 引き続きその具体化について検討

3 その他の改革

少子化対策が我が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における3人目以降の子と2人目までの子の手当額の差を改める必要があることから、平成19年4月1日から3人目以降の子等の支給月額を1,000円引上げ(5,000円 6,000円)

- 4 公務員人事管理に関する報告
  - (1) 今後の公務・公務員の役割
    - ・ 公務は、国民生活を支える社会的基盤。高い質の維持・安定的運営が必要
    - ・ 公務志望者層の変化が懸念される中、多様な有為の人材確保・育成が重要。行 政の専門家集団として、高い倫理観と市民感覚の下、誇りと志をもって公務従事

#### できる環境整備が課題

- ・ 定員純減・配置転換を円滑に実施する上でも、公正の確保・職員の利益保護へ の留意が重要
- (2) 公務員人事管理の向かうべき方向 ライフサイクル全体に即した検討
  - ・ 外部人材の登用を進めると同時に、行政の中核を担う人材は、職業公務員として確保・育成・活用していくことが引き続き基本
  - ・ キャリア・システムへの批判を受け止め、幹部要員を計画的に確保・育成する 仕組みを幅広く検討。当面、節目節目の選抜強化と採用試験の種類にとらわれな い人材登用を推進
  - ・ ジェネラリスト重視から特定分野の高度専門職など業務の必要性と職員の適性 等に応じた人材の確保・育成
  - ・ 職員本人の意向にも配慮した多様な勤務形態を用意
  - · 複線型人事管理の導入
- (3) 主な課題と具体的方向
  - ア 能力・実績に基づく人事管理

体系的な人事評価制度の実現、 種職員の選抜の厳格化と ・ 種等職員の登 用促進、分限制度の適切な運用

イ 多様な有為の人材の確保

人材確保の在り方について強い問題意識を持って検討、新たな経験者採用システムの導入、官民人事交流の促進

ウ 勤務環境の整備

育児のための短時間勤務制度、自己啓発等休業制度の導入、超過勤務の縮減、 心の健康づくりの対策の推進、苦情相談の充実

工 退職管理

営利企業への再就職規制制度を厳正に運用、退職給付の官民比較・外国調査

# 7 むすび

#### (1) 職員の給与に関する事項

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

なお、職員の給与と民間給与との比較を行うに当たっては、特例条例による管理職手当の減額措置が本市の厳しい財政状況を踏まえた時限的なものであることや本来支給されるべき給与水準を示すという給与勧告制度の趣旨を考慮し、当該措置がないものとした場合の給与によることが適当であると判断するものである。

#### ア 本年の給与改定

#### (ア) 給料表及び扶養手当

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を3,294円(0.78%)上回っており、当該較差の解消を図るため、次のとおり措置する必要がある。

#### a 給料表

行政職給料表(1)については、職員の給与と民間給与との較差を考慮 して引下げ改定を行うことが必要である。

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引下げ改定を行うことが必要である。

# b 扶養手当

配偶者に係る扶養手当については、民間事業所における支給状況を 考慮し、引下げ改定を行うことが必要である。

# (イ) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合(4.43月分)が、職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.45月分)とおおむね均衡していることから、期末・勤勉手当の支給月数の改定を行わないことが適当である。

#### (ウ) 改定の実施時期等

本年の給与改定が職員の給与を引き下げる内容であることから、この 改定を実施するための条例の規定は、公民給与を均衡させるための所要 の調整措置を講じた上、遡及することなく施行日からの適用とする。な お、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改 定は、公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、 その日)から施行することとする。

#### イ 新たな給与制度の構築

#### (ア) 基本的な考え方

昨年、人事院は、国の給与構造改革として、俸給表及び俸給制度の見直し、地域手当の新設、勤務実績の給与への反映等を内容とする報告及び勧告を行った。その背景としては、近年、民間企業において、限られた人件費を従業員の職務や成果に応じて適切に配分しようとする能力主義、成果主義等による賃金制度が浸透してきており、公務においても、厳しい財政事情の下、民間と同様に、給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責や勤務実績を十分に反映し得る給与システムを構築することが不可欠となっていることなどが挙げられる。

また、本年3月には、総務省の「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」において、地方公務員の給与構造については国家公務員の給与構造における課題と同様の課題があり、国における見直しや取組を参考

として、速やかな見直しを実施すべきという内容の報告がまとめられている。

本市においては、適正な評価に基づく勤務実績の給与への反映や、職務内容に合った給与水準とするための給料表の見直しといった課題に対処するために、平成16年4月から新人事評価制度の試行に着手し、試行の状況や国の公務員制度改革の動向等を踏まえながら、新たな給与制度の構築に向けた取組を進めているところである。

今後は、昨年の人事院の勧告において明らかとなった国の給与構造改革の仕組みを基本とし、本市の実情も考慮しながら、新たな給与制度の構築を図っていく必要がある。

## (イ) 改定すべき事項

a 行政職給料表(1)の見直し

## (a) 給料表水準の引下げ

給料表については、昨年の人事院の勧告に基づき、本年4月から 実施された国家公務員の行政職俸給表(一)の改定に準じて、本年 の改定を行った後の給料表の水準を引き下げる必要がある。

また、年功重視から職務重視への給料表構造の転換という観点から、中高齢層の職員の引下げ率を若年層の職員の引下げ率より大きくすることで、給与カーブのフラット化を進めていく必要がある。

# (b) 級構成の見直し

係長・主査と主任、課長・主幹と副主幹のように職務・職責が異なる職が同一の級に位置付けられていたり、職務・職責に明確な差異が認められなくなってきている職が別々の級に位置付けられている現行の級構成を見直し、職務・職責に応じた級構成にする必要がある。

# (c) 号給構成の見直し

きめ細かい勤務実績の反映を行うために、現行の号給を4分割する必要がある。また、在職実態が極めて少ない初号付近の号給をカットするとともに、号給を増設する必要がある。

# (d) 昇格時の号給決定の見直し

昇格時の号給決定は、昇格時の職務・職責の高まりを給与上評価するものであることから、どの号給からの昇格でも一定の昇格メリットを享受できるよう、昇格時の号給決定方式を見直し、職務の級別に昇格対応号給表を定める必要がある。

# b 行政職給料表(1)以外の給料表の見直し

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、各給料表ごとに適用される各職種における運用実態を考慮して、級構成及び号給構成、水準などの見直しについて、所要の改定を行う必要がある。

#### c 地域手当の見直し

aの(a)で述べたとおり給料表の水準を引き下げることから、地域手 当の支給割合については、国に準じて引き上げる必要がある。

#### d 勤務実績の給与への反映

#### (a) 勤務実績に基づく昇給制度の導入

特別昇給と普通昇給を統合するとともに、職員の勤務実績を昇給に適切に反映できるように、昇給区分を設けるものとする。

また、昇給時期を年1回、4月1日に統一し、昇給のための勤務成績判定期間を前年の4月1日から当年の3月31日までとする。

勤務実績を昇給に反映させるに当たっては、新たな人事評価制度 を活用するものとする。

# (b) わく外昇給制度の廃止

年功的な給与制度を見直し、各職務の級における職務・職責の違いを明確にするため、現行のわく外昇給制度を廃止するものとする。

#### (c) 55歳昇給停止措置に替わる55歳昇給抑制措置の導入

勤務実績に基づく昇給制度の導入に伴い、年齢により一律に昇給停止させる制度は廃止することとし、55歳以上の昇給についてはその昇給幅を通常の半分程度に抑制するものとする。

#### (d) 勤務実績の勤勉手当への反映

職員の勤務実績を勤勉手当に適切に反映できるように、成績区分を設けるものとする。

勤務実績を勤勉手当に反映させるに当たっては、新たな人事評価制度を活用するものとする。

#### e 実施時期等

aからcまでについては平成19年4月1日から実施し、dについては平成19年度以降、順次実施するものとする。

なお、本市の実情を考慮して、所要の経過措置を講ずるものとする。

#### (ウ) その他

本年の人事院の勧告においては、平成19年度に実施する給与構造改革の1つとして、我が国全体としての少子化対策が推進されていることに配慮し、扶養親族である子等のうち、3人目以降に係る支給月額を引き上げ、2人目までの子等の額と同額とするものとしている。本市においても、この趣旨を考慮して、扶養親族である子等のうち、3人目以降に係る支給月額の引上げについての検討を行う必要がある。

# ウ 高等学校教育職給料表における総括教諭の級の創設

本市教育委員会では、現在、かわさき教育プランに掲げる目標の実現に向け、各校の特色を生かしながら地域に根ざした学校づくりを進めており、また、学校を取り巻く課題に応えられる学校運営組織体制を整備するため、平成18年度に神奈川県とともに、市立小中学校等におけるその組織を再編統合したところである。

本市教育委員会は、今日の複雑・多様化する教育課題に対し迅速かつ的確な対応を可能とする体制を検討した結果、市立高等学校においても、平成19年度から、現在の体制を基本としながら、複雑・細分化された校務分掌をグループに再編統合し、グループにおけるグループリーダーとして、新たな職である総括教諭を配置することとし、より組織的・機動的な体制の整備を図ることとした。

総括教諭は、新たな学校運営組織体制の中心的役割として、校長・教頭の学校運営を補佐し、校務分掌のグループを統括するとともに、教職員への指導・助言等を通じた人材育成を担うなど、その職務の複雑、困難及び責任の度が教諭とは異なると認められる。総括教諭については、職務・職責に応じた給与とするため、平成19年度から、高等学校教育職給料表の2級と3級の間に新たな級を創設する必要がある。

#### (2) 職員の勤務条件等に関する諸課題

本委員会としては、職員の勤務条件等に関する諸課題については、次のと おり対応する必要があると考える。

#### ア 能力・実績に基づく人事管理

#### (ア) 新たな人事評価制度の導入

本市の新たな人事評価制度は、平成16年度から2年間実施した試行期

間を経て、本年4月から正式に実施されたところである。

この新たな人事評価制度は、能力・実績を重視した人事給与制度を実現するための基盤となるものであり、職員のやる気と働きがいを引き出し、人材育成と組織の活性化につながるよう、着実に実効性を高めていくことを期待する。

#### (イ) 新たな人事評価制度の運用上の対応

試行期間中は、アンケート調査等により職員の意見を集約し制度運用の検討材料としたり、評価者の制度理解とスキルアップのための評価者研修を実施するなど、客観性、公平性、透明性のある、職員に納得される人事評価となるよう検証を重ねてきたところである。

新たな人事評価制度が有効に機能していくためには、職員の理解と納得が得られる制度であることが重要である。今後とも、制度の運用上の課題に的確に対応するため、制度の内容を継続的に見直し、改善に努めていくことが望まれる。

#### イ 人材の確保・育成

#### (ア) 多様で有為な人材の確保

複雑・高度化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い行政 サービスを提供するためには、多様で有為な人材の確保が不可欠となっ ている。

本委員会では、民間企業等の職務経験者を対象とした採用試験を実施する等、優れたコスト意識や高いサービス意識等を有した人材の確保を図ってきた。さらに、平成18年度からは、人物重視の観点から、面接試験の複数化を導入したところである。

今後とも、広い視野や柔軟な発想力を持った優秀な人材の確保を目指 し、試験制度等の改善や見直しについて、適時・適切に検討を進めてい <。

# (イ) 係長昇任選考制度の見直し

係長昇任選考は、現在、一般事務職、土木職、電気職、機械職及び建築職の5職種について実施している。

今後、係長昇任選考の対象職種の拡大とともに、受験資格年齢の引下 げについて、任命権者とも協議しながら、係長昇任選考の在り方を再検 討していく。

#### (ウ) 局別人材育成計画の活用

本市では、平成16年4月に策定された「川崎市人材育成基本計画」の 取組の1つとして、平成18年度からの3年間を計画期間とする「局別人 材育成計画」を、本年3月に策定した。これは、施策や事務事業の着実 な推進に向けて、各局・区が求める人材、能力、そのための人材育成、 能力開発の具体的取組などについて明らかにしたものである。

今後は、この計画を十分活用し、職員の自発的な学習意欲につながるきっかけを提供するとともに、職員を育成しようとする職場の雰囲気の醸成をはじめとしてその学習意欲に応える環境整備に努めることが重要である。

#### ウ 女性職員の登用の拡大

本市における行政への女性参画推進については、平成16年5月に策定された川崎市男女平等推進行動計画「かわさき かがやきプラン」の中で、管理職に占める女性の割合を平成20年度までに12%となることを目指すという数値目標が示されているところである。

今後、女性職員の登用拡大を推進していくためには、意欲と能力がある 女性職員を積極的に育成していくことに加え、職員が安心して仕事に取り 組める環境を整備していくことが求められる。後述する職業生活と家庭生 活の両立を支援する施策を推進していくほか、性別にとらわれない職場配置の実施を行うなど、職員が持つ能力を十分に発揮することができる環境を整えることが重要である。

女性職員の登用を拡大することにより、新たな発想を本市の行政運営に 積極的に組み込み、バランスのとれた質の高い行政運営が進められていく ことを期待する。

#### エ 時間外勤務の縮減

時間外勤務を縮減するためには、管理職員は、事前に明示的に時間外勤務の命令を行うことを徹底し、職員が実際に時間外勤務をした時間を日々遅滞なく把握するとともに、経営的なコスト意識を持ち、業務の効率的な管理や適切な人員配置に努める必要がある。

また、職員一人ひとりにおいても、計画的かつ効率的な業務遂行に努め、 時間外勤務の縮減を図ることが必要である。

#### オ 職業生活と家庭生活の両立支援

# (ア) 育児短時間勤務についての人事院の意見の申出

人事院は、本年の勧告と同時に、常勤職員のまま 1 週間当たりの勤務時間を短くすることができる育児のための短時間勤務の制度の導入等について、国会及び内閣に意見の申出を行った。この制度は、少子化対策が求められる中、育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任も果たせるよう職員の職業生活と家庭生活の両立を支援しようとするものである。

#### (イ) 勤務時間の弾力化

本市においても、職員の職業生活と家庭生活の両立支援の観点から、 勤務時間の弾力化に向けた検討を引き続き進める必要がある。具体的に は、昨年3月に策定された「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づき、フレックスタイム制など柔軟な勤務制度について、国等の動向を見ながら導入に向けて検討していく必要がある。

#### (ウ) 育児休業の取得促進

職員が安心して子育でに臨むことができるように、育児休業を取得し やすい環境や育児休業中の職員が円滑に職場復帰できるような支援制度 を整備していくことは、本市の行政運営や人事管理の面からも一層重要 性が高まっていると考えられる。特に、男性職員の育児休業の取得率向 上については、積極的に取り組むことが望まれる。

#### カ メンタルヘルス対策

## (ア) 復職支援研修(リワーク研修)の活用

メンタルヘルス対策を進める上では、予防や早期発見・早期対応への 取組を充実させるとともに、長期療養者の円滑な職場復帰を支援することが重要である。

本市においては、昨年6月に策定された「川崎市職員メンタルヘルス対策実行計画」に基づき、職場復帰のための研修センターの設置や研修の実施について検討が行われ、本年7月から試行的にリワーク研修センター及び職場における復職支援研修を実施している。

今後は、試行期間中に得られた結果の十分な検証に基づき、制度運用 上の課題を改善していくことが求められる。

# (イ) 外部機関の活用

専門的な知識や情報を有する外部機関の支援を活用することは、メンタルヘルスケアを行う上で有効であり、職員が相談内容等を職場に知られたくない場合などにも効果的であると考えられる。

外部機関の活用に当たっては、過度に依存することで任命権者がメン

タルヘルスケアの推進について主体性を失うことがないよう留意すべき であるが、専門的な知識や情報が必要な場合には適切な外部機関から情 報提供や助言を受けるなど円滑な連携を図っていくことが必要である。

#### キ 公務員倫理の確保

公務員倫理の確保は、市民から信頼される行政運営を推進する上での基礎となるものであり、任命権者においては、厳正な服務規律の確保と職員の倫理意識の高揚に、一層努めていく必要がある。

職員にあっては、全体の奉仕者としての自覚と責任の下、公正な職務の遂行に努め、市民の信頼に応えられるよう、職務に精励することを要望する。

## 8 給与勧告実施の要請

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するため、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して決定する方式として定着している。

本年の勧告は、公民較差を解消するための給料及び扶養手当の引下げを行い、 期末・勤勉手当の改定を見送るとともに、平成19年度以降の新たな給与制度の 構築に向けた取組として給料表の改定や地域手当の支給割合の引上げを行うこ とを内容とするものとなった。

職員の給与を人事委員会の勧告により決定する仕組みは、市民からの支持を得られる給与水準を保障するとともに、公務における労使関係の安定及び人材の確保等による公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものであると考える。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割に深い理解 を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

# 勧告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1に述べた報告に基づき、次の措置 をとられるよう勧告する。

#### 1 本年の給与改定について

#### (1) 給料表

行政職給料表 (1) については、本市における民間給与との均衡及び報告に述べた趣旨を考慮して、引下げ改定を行うこと。

行政職給料表 (1) 以外の給料表については、行政職給料表 (1) との均衡を基本とし、引下げ改定を行うこと。

#### (2) 扶養手当

配偶者に係る扶養手当については、民間事業所における支給状況を考慮して、引下げ改定を行うこと。

#### (3) 実施時期等

この改定は、給与改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

なお、本年12月の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る公民較差を解消させるため、所要の調整措置を講ずること。

#### 2 新たな給与制度の構築について

#### (1) 給料表

給料表については、報告で述べた趣旨を考慮するとともに、国及び他都市の動向を勘案して、改定を行うこと。

# (2) 地域手当

地域手当については、報告で述べた趣旨を考慮するとともに、国及び他都市の動向を勘案して、支給割合の引上げ改定を行うこと。

# (3) 実施時期等

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。

なお、本市の実情を考慮して、所要の経過措置を講ずること。

# 参 考 資 料

# 目 次

弗丁部 職員	貝の紅与寺の実態	
第 1 表	給料表別平均給与月額	1
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	2
第 3 表	給料表別、学歴別及び性別人員分布	3
第 4 表	給料表別、年齡別人員分布	<b>4</b>
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布	6
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布	8
第 7 表	扶養手当の支給状況	2 1
第 8 表	住居手当の支給状況	2 3
第 9 表	管理職手当の支給状況	2 4
	間給与等の実態 エ脚様叫号間公片完新調本の概要	2.5
第10表		
第11表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	
第12表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	
第13表	民間における初任給の改定状況	
第14表	民間における家族手当の支給状況	
第15表		3 9
第16表		3 9
第17表	民間における給与改定の状況	
第18表	民間における定期昇給の実施状況	
第19表	民間における年俸制の導入状況	
第20表	民間における昇給制度の状況	
第21表		
		4 1
<b>弗∠</b> 3表	民間における所定労働時間の状況	4 2
第3部 労働	動経済指標	
第24表	費目別、世帯人員別標準生計費	4 3
<b>笙</b> 25素	<b>学</b>	1 Л

# 第1部 職員の給与等の実態

# 第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

							<u>(単1200円)</u>
区分	給料 扶養手当		地域手当		その他	合 計	
給料表	が口 个イ	八良丁二	地域于ヨ	住居手当	管理職手当	初任給調整手当	
行政職給料表(1)	360,920	8,826	37,964	7,167	9,892	_	424,769
1 ] = X + 44	300,920	0,020	37,904	7,107	8,902	_	423,779
行政職給料表(2)	340,995	13,112	35,411	7,257	-	-	396,775
医療職給料表(1)	482,057	10,450	56,851	8,086	76,003	167,682	801,129
	402,007	10,430	30,031	0,000	68,402	107,002	793,528
医療職給料表(2)	355,604	4,108	36,428	6,517	4,567	_	407,224
	京・戦 流口 か す れ た ( 2 )	30,420 0,017	4,111		406,768		
大学教育職給料表	410,007	4,087	42,011	6,487	6,013	1,873	470,478
八子我自啦和你	410,007	4,007	42,011	0,407	5,411	1,075	469,876
高等学校教育職給料表	441,046	13,187	45,741	7,614	3,178	_	510,766
10分子汉狄自城湖777亿	441,040	13,107	40,741	7,014	2,860		510,448
幼稚園教育職給料表	455,216	3,548	46,383	7,539	5,077	_	517,763
	400,210	3,540	40,000	7,555	4,569		517,255
) 消防職給料表	359,912	15,520	37,921	7,417	3,773	_	424,543
/ロi/J 44WmH 小コ むく	000,012	10,020	01,021	7,717	3,396		424,166
全給料表	359,793	10,406	37,694	7,198	6,730	415	422,236
(企業職を除く。)	500,700	10,400	07,004	7,130	6,064	710	421,570

- (注)1 数値については、平成18年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)。
  - 2 行政職給料表(2)の給料には「調整額」を、高等学校教育職給料表、幼稚園教育職給料表の給料には「教職調整額」を含む。
  - 3 各項の上段は特例条例による減額前の金額、下段は減額後の金額である(下表について同じ。)。

# (参 考)

企業職給料表	341,998	11,521	25 715	25 715	7 101	35,715 7,181	3,635	9,144	409,194
(水道・交通・病院)	541,990	11,521	33,713	7,101	3,041	3,144	408,600		
全給料表	356,442	10,616	37,321	7,195	6,147	2,059	419,780		
(企業職を含む。)	330,442	10,010	31,321	7,195	5,495	2,059	419,128		

(注) 企業職給料表(水道·交通·病院)は、企業職給料表及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である (以下、第9表までについて同じ。)。

# 第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

区 分給料表	適用人数	平均年齢	平均勤続年数
行政職給料表(1)	6,625	42.3	19.7
行政職給料表(2)	2,367	44.0	15.4
医療職給料表(1)	28	46.2	8.5
医療職給料表(2)	600	43.3	17.9
大学教育職給料表	30	42.7	4.7
高等学校教育職給料表	397	45.9	13.7
幼稚園教育職給料表	23	50.9	27.7
消防職給料表	1,386	42.5	20.8
合 計	11,456	42.9	18.6

# (参 考)

企業職給料表 (水道·交通·病院)	2,658	41.4	15.8
企業職を含めた総合計	14,114	42.6	18.1

# 第3表 給料表別、学歴別及び性別人員分布

(単位:人)

区分	区 分 学歴別職員数			性別單	战員数		
給料表	āΙ	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表(1)	6,625	4,046	1,446	1,125	8	4,221	2,404
行政職給料表(2)	2,367	240	227	1,524	376	1,732	635
医療職給料表(1)	28	28	0	0	0	16	12
医療職給料表(2)	600	403	164	31	2	123	477
大学教育職給料表	30	26	4	0	0	6	24
高等学校教育職給料表	397	367	15	14	1	305	92
幼稚園教育職給料表	23	2	21	0	0	0	23
消防職給料表	1,386	644	121	614	7	1,352	34
合 計	11,456	5,756	1,998	3,308	394	7,755	3,701
構成比	100.0%	50.2%	17.4%	28.9%	3.4%	67.7%	32.3%

<sup>(</sup>注) 構成比については、四捨五入の関係で合計100%にならない場合がある(以下の表についても同じ。)。

(参考)

企業職給料表 (水道·交通·病院)	2,658	791	816	848	203	1,745	913
企業職を含めた総合計	14,114	6,547	2,814	4,156	597	9,500	4,614
構成比	100.0%	46.4%	19.9%	29.4%	4.2%	67.3%	32.7%

# 第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表	行 政 職	行 政 職	医療職	医療職	大学教育職
年 齢	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給 料 表
歳 18 19 20	人319	, ,	, ,	<b>.</b>	人
21 22 23 24 25	22 43 62 92 117	2 2		3 6 12 10	
26 27 28 29 30	140 157 187 166 202	9 17 24 27 41	1	10 19 17 13 14	
31 32 33 34 35	209 206 222 194 175	59 54 68 71 59	1	18 18 17 21 8	3 1 1 4
36 37 38 39 40	161 217 148 137 146	83 103 113 97 92	1 1 2	9 14 11 16 20	2 2 2
41 42 43 44 45	166 123 127 126 161	107 105 100 96 71	4 3 1	16 11 14 17 11	1 1 1
46 47 48 49 50	157 164 178 195 196	77 66 72 55 53	1	6 10 14 12 19	2 2 1 1
51 52 53 54 55	180 192 169 200 230	60 46 53 65 60	2 1 4	11 20 18 27 20	1 1 2
56 57 58 59 60 以上	284 299 280 182	91 83 112 74	1 1 2	32 25 36 25	2
計	人 6,625	人 2,367	人 28	人 600	人 30

2,658

14,114

# 第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

給料表	行 政 職	行 政 職	医療職	医療職	大学教育職
勤続年数	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給 料 表
年 0 1 2 3 4	人 148 161 146 147 163	人 23 57	人 4 3 2 2 1	人 21 26 28 25 15	人 6 9 2 1 1
5 6 7 8 9	184 229 155 150 138	119 90 109 117 117	1 1 1	9 19 6 11 19	2 1 1
10 11 12 13 14	197 186 237 191 165	161 161 131 109 151	1 3 1 1	17 16 19 18 16	5 1
15 16 17 18 19	190 142 127 133 112	55 98 98 97 62	1	13 12 14 9 13	
20 21 22 23 24	110 93 110 138 108	57 34 40 33 34	1 1	8 10 13 16 8	
25 26 27 28 29	173 192 155 169 159	48 63 49 45 32	1	11 17 10 24 15	
30 31 32 33 34	156 197 346 254 411	19 28 28 18 21		16 25 19 24 26	1
35 36 37 38 39	199 90 78 51 52	16 7 13 4 6		15 8 7 2	
40 41 42 43 44 45	50 30 1 1	4 8 2 2 1			
計	人 6,625	人 2,367	人 28	人 600	人 30

(参考)

高等学校教育職	幼稚園教育職	消 防 職	±1	
給 料 表	給 料 表	給 料 表	計	(7
人 14 20 22 12 10	人 1	人 40 39 47 42 53	人 234 258 247 252 300	
24 16 12 11 11		42 39 23 26 28	381 394 306 317 313	
7 13 13 16 17	1	23 28 18 25 26	406 412 420 361 376	
14 13 15 11 18		19 21 29 23 16	293 286 283 274 221	
22 12 9 7 7	2	12 20 19 25 17	209 169 192 222 174	
1 6 3 2 11	1 2 2 1 2	23 36 41 44 33	257 316 261 285 252	
9 8 3	2 2 1 1 2	31 121 54 53 68	225 382 456 353 528	
3 2 3	1	43 29 43 30 22	275 137 144 88 82	
		11 4	65 42 3 3 2	
人 397	人 23	人 1,386	人 11,456	

企業職給料表	企業職を含
(水道・交通・病院)	めた総合計
人	人
142	376
74	332
73	320
98	350
98	398
72	453
92	486
90	396
94	411
82	395
84	490
89	501
103	523
103	464
87	463
92	385
97	383
73	356
76	350
61	282
46	255
44	213
54	246
34	256
24	198
43	300
51	367
43	304
43	328
49	301
41	266
67	449
62	518
47	400
76	604
48	323
35	172
10	154
9	97
12	94
15	80
12	54
9	12
3	6
1	3
人	人
2,658	14,114

# 第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位:人)

		-						(単位:人)
級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1							1	1
2		10						
3		13						
4		10			1			
5	3	44						
6	3	94					,	
7	8	120	1				1	4
8	12	143	4				4	1
9 10	1	161	5 7		10		1	4
11	52 19	133 201	<i>1</i> 17		13 35		3	10 11
12	25	143	37		67		37	3
13	16	194	145		73		39	3
14	6	202	145		115		26	
15	Ĭ	205	186		89	10	8	
16	2	142	111	9	82	36		
17		163	91	49	112	11	8	
18		146	85	69	103	7	3	
19		121	99	78	60	3	1	
20		173	113	85	86			
21		16	147	120	68			
22		4	74	75	59			
23		6	90	89				
24		5	68	111				
25		4	68	85				
26		4	46	62				
27		4	76	21				
28 29		1	88 69					
		3	48					
30 31		3	52					
32			27					
33			21					
34			20					
35			6					
			(453,900)3		(499,200)4			
わく外			(456,900)2		(509,400)1			
			(462,900)1					
合 計	147	2,461	1,952	853	968	67	147	30
平均給料月額	178,937円	257,951円	396,027円	438,503円	472,597円	502,227円	514,165円	539,313円
平均年齢	23.5歳	31.3歳	45.5歳	52.6歳	54.3歳	57.6歳	56.6歳	57.1歳

<sup>(</sup>注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す(第6表の各表について同じ。)。

行政職給料表(2) 機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務

並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用 (単位:人) 級 号給 6 9 

(414,873)

405,786円

52.4歳

(注)	亚均給料日額の(	) 内の全額け	「≐田敕好	<b>を含んだ数値である</b>

(205,872)

201,045円

28.0歳

(256,989)

249,873円

35.6歳

1,011

40.4歳

(313,696)

304,719円

合 計

平均給料月額

平均年齢

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

	(単位:人					
級 号給	1	2	3	4	5	
1						
2						
3						
4		1		1		
5		1				
6	1		1	2		
7				1		
8		1				
9			1	1	2	
10		1	2		1	
11		1	1		2	
12			1			
13				2	1	
14				1		
15			1	1		
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
合 計	1	5	7	9	6	
平均給料月額	291,100円	373,640円	467,486円	511,467円	577,117円	
平均年齢	28.0歳	35.2歳	43.3歳	49.9歳	56.2歳	

医療職給料表(2)

保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看

医療職給料	18(2)	護師その他の医療技術職員に適用					亅(単位∶人)
級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4		2					
5 6		12					
7		18					
8		18					
9		14					
10	2	17					
11	1	16	4				
12	5	8	8				3
13	1	13	6				1
14	4	10	23				1
15	1	17	11		1		
16	2	16	23			2	
17	3	15	13	1	8	1	
18		10	5	2	9		
19		10	14	7	7	1	
20		3	11	10	4		
21			13	12	8		
22 23			7 7	9 11	3 2		
23 24		'	7	16	1		
25		1	14	11	'		
26			10	12			
27		1	10	5			
28		1	8				
29			10				
30			7				
31			9	<b></b>			<b></b>
32			4				
33			4				
34			1				
35							
合 計	19	204	229	96	43	4	5
平均給料月額	205,142円	250,362円	398,224円	442,417円	468,888円	504,775円	508,800円
平均年齢	26.2歳	31.7歳	47.2歳	54.6歳	56.6歳	58.0歳	58.4歳

大学教育職給料表

【 看護短期大学の学長、教授、助教授、講師及び助手である 】 職員に適用

大学教育職給料表	職員に適用	0字長、教授、助教授	、興即及び助子での	。 〕 <u>(単位∶人)</u>
級	1	2	3	4
号給	1	۷	3	7
1				
2				
3		1		
4				
5				
6				
7	,			
8	1	4		
9		1		4
10 11		4		1 
12		1		2
13	2	2	1	2
13	3 2	1	1	'
15	2	'	2	1
16	2			'-
17	1		2	
18			_	
19	1		1	
20				
21				
22				
23				
24				1
25				1
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
合 計	10	6	7	7
平均給料月額	324,980円	368,150円	450,143円	527,214円
平均年齢	34.3歳	38.8歳	46.9歳	54.0歳

高等学校教育職給料表 高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用

(単位・人)

同守子仪教育卿	WITH 140 U 助教訓	、養護助教諭及び実施	当助于に週用 /	(単位:人)
級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5		1		
6				
7		1		
8		4		
9		6		
10		4		
11	1	6		
12		2		1
13	3	2		1
14		4		3
15		6	1	Ŭ
16		5	3	
17		12		
18		6		
19		11	2	
20		9		
21		14	<b></b>	
22		13		
23		27		
24		17		
25 25		18		
25 26		20		
26 27		24		
28		22		
29		19		
30		13		
31		18		
32		18		
33		14		
34		8		
35		7		
36		4		
37		16		
38		12		
39		10		
40		4		
41				
42				
合 計	4	377	11	5
교생생	(235,222)	(439,819)	(511,182)	(543,900)
平均給料月額	226,175円	422,903円	491,782円	524,500円
平均年齢	27.0歳	45.7歳		57.8歳

<sup>(</sup>注) 平均給料月額の()内の金額は、「教職調整額」を含んだ数値である。

幼稚園の園長、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び 養護助教諭に適用 幼稚園教育職給料表

幼稚園教育職給料表	養護助教諭に適用	<b>養護教諭、講帥、助教諭及</b> て	(単位:人)
級	1	2	3
号給			
1 2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9 10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
<u>20</u> 			
22			
23			
24			
25			
26			1
27		1	1
28			
29 30		1	
31		<u>-</u> 	
32		2	
33		2	
34			
35		3	
36			
37		2	
38 39		1	
39 40		'	
41		3	
42		1	
わく外		(458,200)2	
合 計	-	21	2
亚4546业 □ 克	-	(452,232)	(486,550)
平均給料月額		434,838円	468,850円
平均年齢	-	50.2歳	58.5歳

<sup>(</sup>注) 平均給料月額の( )内の金額は「教職調整額」を含んだ数値である。

級	,		_	,	_		-	(単位,人)
号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	3							
2	5	10						
3	17	17						
4 5	13	16						
6	11 22	18 18						
7	24	29						
8	37	28						
9	35	23	1					
10	27	24	4					
11	12	24	7		1			1
12	7	18	8		1			
13	3	19	3		7		2	
14	1	10	9		13		1	
15	2	10	8		12		2	
16 17	2 3	13 5	12 17	4	13 10	5	2	
18	2	9	26	1	3	4	3	
19	1	6	18	7	14		3	
20	1	5	19	4	4		1	
21	1	8	21	3	2	1		
22		5	15	1	7			
23			27	7				
24		1	37	4				
25			26	5				
26			68	1				
27			59	3				
28			67 64					
29 30			64 69					
30 31			68 67					
32			29					
33			9					
34			2					
35			1					
わく外						(522,900)1		
合 計	229	316	692	37	87	12	12	1
平均給料月額	209,476円	285,547円	419,108円	440,065円	475,139円	507,208円	529,425円	553,600円
平均年齢	24.8歳	32.1歳	50.6歳	52.2歳	54.1歳	57.0歳	56.3歳	59.0歳

企業職給料表 (水道局及び交通局企業職員に適用)

		(小是问及《久愿问正来确实已经刊)						(単位:人)	
級 号給	1B	1A	2	3	4	5	6	7	8
1									
2									
3									
4			6						
5 6	1	3	5						
		3	3						
7			10						
8	4	2	9	1					
9	1	4.0	13			,			
10		12	19			1			
11	4	17	23	3		3		2	1
12	1	24	20			5		4	
13	4	24	40			14 15		3	
14 15	4	23 15	39 42		1	15 8		4 2	
16		5	54	51		0 11	2	2	
17		3	55 55		4	7	۷	۷	
18			56		2	8			
19			50		2	6			
20			43		2	1			
21			27	20		<u>-</u> <u>-</u> 1			
22			32			3			
23			28						
24			19						
25	•		2						
26			2		16				
27				24					
28				42					
29				29					
30				50					
31				29					
32				16					
33				16					
34				13					
35				3					
合 計	12	128	597	633	74	83	2	17	1
平均給料月額	195,433円	241,076円	287,585円	404,508円	442,631円	467,565円	501,100円	513,259円	553,600円
平均年齢	27.3歳	33.5歳	36.2歳	49.2歳	55.1歳	53.8歳	53.5歳	56.7歳	58.0歳

病院企業職給料表(1) (病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用) (単位:人)

	<b>ロ</b> かったく( )	(水水)山土来			5円で文17な		(英区 <b>迈</b> 用)	(単位:人)
級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6		2						
7								
8		3						
9	1		1					
10	1	3	1					
11		5	1		1			1
12		1	1		6		1	
13	1	3	1		4			
14			2		2		2	
15	1	1	9				1	
16		1	3		1			
17		4	2		1			
18		2		2	1			
19								
20		2	3					
21			2	2	1			
22			3		1			
23				2				
24				1				
25								
26				1				
27								
28			1					
29			1					
30			1					
31								
32								
33								
34								
35								
合 計	4	27	32	8	18	0	4	1
平均給料月額	189,275円	254,959円	378,578円	438,475円	458,428円	-	517,100円	553,600円
平均年齢	24.8歳	31.1歳	43.0歳	52.1歳	50.5歳	-	55.3歳	54.0歳

(多号) 病院企業職給料表(2) 病院局企業職員のうち自動車運転手、調理師、電話交換手、 調理員、用務員等の労務又は庁務に従事する職員に適用

級		対し、一般の対象を表現の		
号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15			1	1
16				
17				
18				1
19				1
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				1
27				
28				
29				
30				1
31				1
32				
33				
34				
35				
合 計	0	0	1	6
平均給料月額	-	-	276,100円	409,633円
平均年齢	-	-	34.0歳	57.0歳

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

	1,55(0) (3,51)				(単位:人)
級 号給	1	2	3	4	5
1		1			
2			1		
3		6		1	
4		9	1		
5		6	6	1	
6	6	7	7	2	
7	4	5	1	1	
8		3	3	6	2
9		1	6	3	3
10			3	3	4
11			3	7	1
12				3	3
13			1	2	3
14			1	1	1
15				2	1
16					3
17					
18					
19				1	
20					
21					
22					
23					
合 計	10	38	33	33	21
平均給料月額	296,060円	342,816円	436,739円	517,361円	585,381円
平均年齢	29.7歳	33.6歳	40.4歳	48.0歳	56.3歳

病院企業職給料表(4) 「病院局企業

病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用

		へい しの医療技術職員に適用					
級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4		2					
5		25					
6		17					
7	1	24					
8 9		25 15					
10	7	36					
11	47	28	2				
12	13		4				1
13	6	29	17				1
14	10	40	13				
15	9	35	17				
16	3	34	17		1		1
17	6	29	11	2	5	1	
18	1	25	20	8	3		
19		18	22	8	3		
20		17	16	4			
21		6	10	5	4		1
22			16	4	6		
23		1	11	4	2		
24			10	7	1		
25			14	4			
26			9	4	2		
27			12				
28			10				
29 30			8				
30 31			6 6				
32			3				
33			3				
34			2				
35			_				
わく外					(499,200)2		
合 計	103	433	256	50	29	1	3
平均給料月額	194,051円	253,896円	398,488円	436,908円	474,886円	504,800円	515,333円
平均年齢	25.7歳	32.1歳	46.7歳	52.9歳	56.2歳	57.0歳	58.0歳

### 第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人) 員手 当 受 給 職 員 区分 手 当 受 給 職 員 数 給料表 平均扶養親族数平均扶養親族数 行政職給料表(1) 2,880 8.0 1.9 1.2 2.1 行政職給料表(2) 1,375 医療職給料表(1) 14 1.0 1.9 医療職給料表(2) 151 0.4 1.5 大学教育職給料表 8 0.4 1.5 高等学校教育職給料表 238 1.3 2.1 幼稚園教育職給料表 5 0.3 1.4 消防職給料表 927 1.4 2.0 合 計 5,598 1.0 2.0

#### (参考)

企業職給料表 (水道·交通·病院)	1,369	1.3	2.0
企業職を含めた総合計	6,967	1.0	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

	分 手当受	給職員			手当の対象	となる扶養親	<b>見族数</b>	(丰田・八)
				1人目	うち	2人目	その他	
	職員数	構成比	配偶者	の扶養	フラ   配偶者が   ない職員	の扶養	の扶養	合 計
扶養親族数				親族	の1人目	親族	親族	
1人	2,313	41.3%	1,305	1,008	225	-	-	2,313
2人	1,666	29.8%	972	1,666	99	694	-	3,332
3人	1,243	22.2%	1,078	1,243	17	1,243	165	3,729
4人	322	5.8%	304	322	1	322	340	1,288
5人	53	0.9%	52	53	0	53	107	265
6人	1	0.0%	1	1	0	1	3	6
合 計	5,598	100.0%	3,712	4,293	342	2,313	615	10,933

<sup>(</sup>注) 企業職給料表及び病院企業職給料表(1)~(4)の適用職員を除いた数値である。

#### その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区 分 項 目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	21,296	21,507
全職員平均額	10,406	10,616

# 第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数

(単位:人)

その  紹科表別手当	文約嘅貝奴		(単位:人)
区分		手当受給職員数	
給料表	職員数	借家·借間居住者	自宅等居住者
行政職給料表(1)	5,973	1,024	4,949
行政職給料表(2)	2,191	301	1,890
医療職給料表(1)	28	6	22
医療職給料表(2)	499	68	431
大学教育職給料表	25	3	22
高等学校教育職給料表	386	52	334
幼稚園教育職給料表	23	1	22
消防職給料表	1,313	176	1,137
合 計	10,438	1,631	8,807

#### (参考)

企業職給料表 (水道·交通·病院)	2,417	375	2,042
企業職を含めた総合計	12,855	2,006	10,849

その2 職員1人当たり平均手当月額 (単位:円)

<u> </u>	1 7 J 1 1 J 1 J 1 J 1 J 1 J 1 J 1 J 1 J	(TIM:13)	
区分項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合	
手当受給職員平均額	7,900	7,900	
全職員平均額	7,198	7,195	

# 第9表 管理職手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均額

(単位:人)

	、河地央外及してわ訳		(ナル・ハ)
区 分給料表	手当受給職員数	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
/元元π幹 <b>/</b> ◇火津 (1)	720	91,017	9,892
行政職給料表(1)	720	81,915	8,902
行政職給料表(2)	0	0	0
医海畔纶料丰(1)	22	96,731	76,003
医療職給料表(1)	22	87,058	68,402
医療職給料表(2)	31	88,398	4,567
	31	79,558	4,111
   大学教育職給料表	2	90,188	6,013
八十级自城和村代	2	81,169	5,411
。 高等学校教育職給料表	16	78,846	3,178
	10	70,961	2,860
幼稚園教育職給料表	2	58,586	5,077
<b>49.11年12日 子入 日 446.77日 71.11代</b>	2	52,547	4,569
消防職給料表	58	90,174	3,773
7日けり4500日イイスス	30	81,156	3,396
合 計	851	90,598	6,730
	031	81,634	6,064

<sup>(</sup>注) 各項の上段は特例条例による減額前の金額、下段は減額後の金額である(下表について同じ。)。

#### (参考)

企業職給料表	104	92,915	3,635
(水道・交通・病院)	104	77,729	3,041
企業職を含めた総合計	955	90,850	6,147
正来概で百切に応口引	900	81,208	5,495

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

しいと 物気・ハコルツ	<u> 70 J コ/J 訳</u>	\ <del>+  \frac{+</del>  \frac{1}{2} \cdot   1
区分項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	90,598	90,850
于当文和概员干均积	81,634	81,208
全職員平均額	6,730	6,147
土椒具十均积	6,064	5,495

# 第2部 民間給与等の実態

#### 平成18年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成18年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

本委員会、人事院及び神奈川県人事委員会等

#### 3 調査の範囲

(1) 調查対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業(学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体)」に分類された 455 事業所

(2) 調査対象職種

76職種(うち初任給関係職種18職種)

#### 4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から112事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 582 人(事務・技術関係職種 543 人)、初任給関係以外の調査職種 8,089 人(事務・技術関係職種の調査実人員 6,702 人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、62,909 人であり、事務・技術関係職種は50,838 人である。)

#### 5 集計

- (1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。
- (2) 集計については、総務局情報管理部システム管理課の協力を得た。

#### 第10表 產業別、企業規模別調查事業所数

企業規模 産 業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	90	46	33	11
建設業	7	3	2	2
製造業	34	20	13	1
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	0	1	0
情報通信業	27	13	8	6
運輸業	6	2	3	1
卸売·小売業	4	1	2	1
金融·保険業	1	1	0	0
不動産業	0	0	0	0
医療、福祉	3	1	2	0
教育、学習支援業	6	4	2	0
サービス業	1	1	0	0

<sup>(</sup>注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が22事業所あった。

<sup>2 「500</sup>人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第11表について、同じ。)

## 第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

項目			10 14 A	企業規模		
職	種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事	並去去	大学卒	200,957	205,461	196,300	198,438
務	新卒事務員	短大卒	174,613	174,808	171,257	181,093
		高校卒	161,697	161,618	159,125	171,750
		大学卒	200,148	203,187	198,649	196,346
技	新卒技術者	短大卒	177,288	175,070	174,428	182,947
術		高校卒	161,777	162,312	157,591	171,750
関	新卒事務員	大学卒	200,573	204,416	197,330	197,218
係	·技術者	短大卒	175,918	174,921	172,708	182,273
	計	高校卒	161,733	161,924	158,432	171,750
	新卒研究員	大学卒	202,000	202,000	-	
	<b>第</b> 本四字诺明昌	短大卒	164,500	164,500	-	
	新卒研究補助員	高校卒	155,000	155,000	-	
	新卒高等学校教諭	大学卒	227,300	227,300	-	
そ	準新卒医師	大学卒	467,700	467,700	-	
ر ص	準新卒薬剤師	大学卒	209,316	230,400	198,774	
	準新卒診療	大学卒	207,864	217,728	198,000	
他	放射線技師	短大卒	196,000	-	196,000	
	新卒栄養士	大学卒	185,900	197,800	174,000	
	机平木食工	短大卒	164,511	-	164,511	
	準新卒看護師	養成所卒	212,591	230,364	206,667	
	準新卒准看護師	養成所卒	178,250	196,000	172,333	

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。 2 「準新卒」とは、平成17年度中に資格免許を取得し、平成18年4月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成15年3月大学卒業後、平成15年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成18年4月までの間に採用された者に限っている。

#### (参考)

	大学卒	191,510 円
市職員の初任給	短大卒	167,750 円
	高校卒	156,090 円

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

# 第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

# その1 公民給与比較の職種 1 規 模 計

<u>現 模 計</u> 平成18年4月分平均支給額								
`	項目			平成18	午4月分半均	J文 <b></b> 紹祖		
		調査	平均	きまって支給			備考	対応級
		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A)-(B)	(#B) ' <del>'</del>	スツハルス
職	種			( A )	手当(B)			
中以	1里	1	歳	円	円	円		
	支 店 長	人 <b>4</b>	50.6	636,282	_ n	636,282		本表2規模500
	大学卒	4	50.6	636,282	_	636,282		人以上及び本
	短大卒	_ 4	50.6	030,202		030,202	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締	表3規模100人 以上500人未満
		_	_				役兼任者を除く。)	及び本表4規模
	高校卒	_	_					100人未満の対
	中 学 卒 <b>工 場 長</b>	3	47.6	720 905		720 905		応級欄参照
				720,805		720,805		
	大学卒	2	53.5	937,502		937,502	構成員50人以上の	<b>□</b> L
	短大卒	1	39.0	408,140	_	408,140	工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
事	高校卒	_	_	_	_		1	
	中学卒	- 040		700.040	4.404	705 400		
務	事務部長	248	53.4	736,346	1,164	735,182		
加	大学卒	188	53.6	741,327	1,152	740,175		
	短大卒	6	52.5	692,195	_	692,195	2課以上又は構成員	同上
	高校卒	52	52.9	727,818	1,301	726,517	20人以上の部の長 職能資格等が上記	
	中学卒	2	56.5	590,415		590,415	部の長と同等と認め	
	技術部長	287	50.8	691,487	10	691,477	られる部の長及び部	
技	大学卒	193	50.2	680,394	16	680,378	長級専門職(取締役	
	短 大 卒	28	51.2	675,981	_	675,981	兼任者を除く。)	同上
4.5-	高 校 卒	66	52.2	721,922	_	721,922		
術	中学卒	_	_	<del>-</del>				
	事務部次長	45	53.1	651,426	5,678	645,748		
関	大学卒	36	52.3	670,831	7,117	663,714		
大	短大卒	1	57.0	526,300	_	526,300	上記部長に事故等	同上
	高校卒	6	55.7	583,101	225	582,876	あるときの職務代行 者	
係	中学卒	2	57.0	583,880		583,880	ョ 職能資格等が上記	
	技術部次長	13	49.0	611,846		611,846	部の次長と同等と認	
	大学卒	13	49.0	611,846		611,846	められる部の次長及び部分を開始	
職	短大卒	_	_	_	_		び部次長級専門職	同上
	高 校 卒	_	_	_	_			
<b>1</b> 垂	中学卒	_		<del>-</del>				
種	事務課長	355	48.8	592,279	2,025	590,255		
	大学卒	229	48.2	595,006	1,800	593,206		
	短 大 卒	21	50.9	614,588		614,588	2係以上又は構成員	同上
	高 校 卒	102	49.3	584,844	2,863	581,981	10人以上の課の長	
	中学卒	3	55.3	503,531	_	503,531	職能資格等が上記	
	技術課長	573	45.0	581,032	5,648	575,384	課の長と同等と認め	
	大 学 卒	398	44.4	589,506	5,305	572,449	られる課の長及び課 長級専門職	
	短 大 卒	63	44.9	547,140	4,618	542,522		同上
	高 校 卒	103	47.3	567,653	8,212	559,441		
	中学卒	9	53.3	486,108	201	485,907		
(注)	· (A) (B) @ = 1.65	/+ III 1	<u> </u>		TMALL A III	ひて ハーマツギ	加 珊 たしているため	

<sup>(</sup>注) (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである (以下この表において同じ。)。

	項目			平成18	年4月分平均	]支給額		
		調査	平均	きまって支給		•	備考	対応級
		実人員	年齢	する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
職	種							
	事務課長代理	人 <b>93</b>	歳 45.9	円 <b>540,314</b>	円 <b>25,828</b>	円 <b>514,486</b>		本表2規模500
	大学卒	66	45.4	546,834	25,389	521,445	前記課長に事故等のあ	人以上及75木
	短大卒	3	39.3	452,382	17,459	434,923	るときの職務代行者	以上500人未満
	高校卒	24	48.7	524,862	28,405	496,457	課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する	及び本表4規模 100人未満の対
	中学卒	_	_	_	_	·	者 課長に直属し部下4人	応級欄参照
	技術課長代理	150	44.4	512,680	90,799	421,881	以上を有する者	
	大学卒	91	44.5	507,503	100,001	407,503	職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら	
	短大卒	11	43.7	496,727	152,761	343,966	れる課長代理及び課長	同上
事	高校卒	48	44.5	526,137	58,538	467,600	代理級専門職	
	中 学 卒 <b>事 務 係 長</b>	139	41.5	381,440		306,022		
務	大学卒	71	40.8	378,001	70,231	300,022		
	短大卒	5	40.8	344,467	44,837	365,952	課長又は課長代理	同上
	高校卒	60	41.9	386,622	86,091	300,531	味長又は味長代理  等に直属し直属の部	
•	中学卒	3	52.6	430,955	50,226	380,729	下を有する者	
	技術係長	271	40.0	374,117	96,358	277,759	職能資格等が上記 係長と同等と認めら	
技	大 学 卒	137	39.9	378,112	104,815	273,297	れる係長及び係長	
,^	短 大 卒	31	38.5	357,864	68,920	395,798	級専門職	同上
	高 校 卒	100	40.3	371,494	89,722	281,772		
術	中学卒	3	51.2	445,556	215,015	230,541		
	事務主任	405	39.0	384,618	98,755	285,863		
関	大学卒	242	37.1	381,013	105,800	275,214		
احرا	短大卒	37	41.2	392,762	92,101	300,661		同上
	高校卒	125	43.8	391,508	81,050	310,458		
係	中学卒	624	54.0	605,859 <b>356,222</b>	131,508 <b>123,864</b>	474,351		
	<b>技術主任</b> 大学卒	<b>634</b> 442	<b>33.7</b> 32.9	35 <b>0,222</b> 352,585	123,804	<b>232,359</b> 222,761		
職	短大卒	88	37.4	379,751	87,640	292,110		同上
44%	高校卒	101	38.4	377,909	87,077	290,832		1-3-1-
	中学卒	3	43.7	373,030	80,083	292,947		
種	事務係員	1,348	33.1	293,763	66,086	227,677		
	大学卒	655	31.5	303,000	84,931	218,069		
	短 大 卒	254	31.1	270,141	49,535	220,607		同上
	高 校 卒	421	37.2	291,840	43,203	248,637		
	中学卒	18	52.9	357,843	47,665	310,178		
	技術係員	2,134	31.8	300,798	84,179	216,619		
	大学卒	1,268	30.6	298,387	88,677	209,710		
	短大卒	334	31.1	291,993	69,555	222,438		同上
	高校卒	508	36.2	315,951	80,101	235,850		
	中 学 卒	24	49.9	349,440	92,078	257,361		

#### 2 規模500人以上 (企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上)

2	<u> 現模500人以上</u>	(止耒乃	パタンリン	以上で、かつ				
	項目			平成18:	年4月分平均	]支給額		
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	<b>支</b> 店 大短高中 中 卒卒卒卒卒	人 <b>4</b> 4 - -	歳 <b>50.6</b> 50.6 - -	円 <b>636,282</b> 636,282 — — —	H	円 <b>636,282</b> 636,282	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
事	<b>"場</b> 大短高中学	2 2 - - -	<b>53.5</b> 53.5	937,502 937,502 — — —		<b>937,502</b> 937,502	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
務	<b>事務部長</b> 大学卒 短校卒 高校卒	<b>211</b> 158 6 45 2	<b>53.4</b> 53.6 52.5 52.9 56.5	<b>748,664</b> 756,797 692,195 733,420 590,415	<b>1,266</b> 1,264 — 1,389 —	<b>747,398</b> 755,532 692,195 732,032 590,415	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め	同上
技術	<b>技術部長</b> 大知 学 卒 高 校 卒 中 学 卒	247 169 23 55 –	<b>50.9</b> 50.2 50.6 52.6	<b>703,087</b> 689,339 682,255 741,737	11 18 — — —	<b>703,076</b> 689,321 682,255 741,737	られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
関係	<b>事務部次長</b> 大学卒 短 校 卒	41 33 - 6 2	<b>53.0</b> 52.2 – 55.7 57.0	666,336 687,391 — 583,101 583,880	<b>6,255</b> 7,797 — 225 —	660,081 679,594 582,876 583,880	上記部長に事故等 あるときの職務代行 者 職能資格等が上記	行政職(1) 7級
職	<b>技術部次長</b> 大学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	10 10 - - -	<b>48.0</b> 48.0 – –	652,613 652,613 — — —		<b>652,613</b> 652,613	部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
<b>種</b>	<b>事務課長</b> 大短高中 中卒卒卒卒卒	254 177 14 63	<b>48.8</b> 48.2 51.0 49.6	618,520 620,623 632,806 611,280	1,673 1,024 — 3,345 —	616,847 619,599 632,806 607,935	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記	行政職(1) 5級、6級
	<b>技術課長</b> 大短学卒 高校卒 中学卒	<b>457</b> 347 38 71 1	<b>44.7</b> 44.3 44.4 47.5 54.0	<b>591,946</b> 593,673 568,563 594,993 484,000	<b>5,250</b> 4,718 6,926 7,395	<b>586,696</b> 588,956 561,638 587,598 484,000	課の長と同等と認められる課の長及び課 長級専門職	同上

abla	項目			平成18	年4月分平均	]支給額		
		調査	平均	きまって支給		•	備考	対応級
		実人員	年齢	する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	110 3	7375 1112
職	種	_			( ,	_		
	事務課長代理	人 <b>85</b>	歳 46.0	円 <b>551,157</b>	円 <b>27,285</b>	円 <b>523,872</b>		
	大学卒	64	45.4	551,599	26,046	525,553	前記課長に事故等のあ	
	短大卒	2	41.0	465,525	6,927	458,598	るときの職務代行者	行政職(1)
	高校卒	19	49.2	556,587	34,685	521,902	課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する	5級、6級
	中学卒	-	_	<del>-</del>	<del>-</del>	0_1,00_	者 課長に直属し部下4人	
	技術課長代理	149	44.4	512,742	91,127	421,614	以上を有する者	
	大学卒	90	44.5	507,576	100,609	406,966	職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら	
	短大卒	11	43.7	496,727	152,761	343,966	れる課長代理及び課長	同上
事	高 校 卒 中 学 卒	48	44.5	526,137	58,538	467,600	代理級専門職	
	中 学 卒 <b>事 務 係 長</b>	76	41.7	397,804	85,244	312,560		
務	大学卒	48	40.6	383,251	82,463	300,788		
	短大卒	-	-	—	—	000,100	課長又は課長代理	行政職(1)
	高校卒	26	43.2	425,149	93,444	331,705	等に直属し直属の部	3級、4級
•	中学卒	2	52.5	448,343	55,507	392,837	下を有する者	
	技術係長	186	40.0	380,002	99,537	280,465	職能資格等が上記 係長と同等と認めら	
技	大 学 卒	117	40.0	381,340	108,247	273,092	れる係長及び係長	
,^	短 大 卒	10	38.6	376,472	44,691	331,781	級専門職	同上
	高 校 卒	57	40.0	377,008	90,431	373,583		
術	中学卒	2	50.5	482,978	261,550	221,429		
	事務主任	346	38.9	388,459	103,033	285,426		
関	大学卒	217	37.0	382,627	108,384	274,243		行政職(1)
大	短大卒	29	41.6	399,649	98,583	301,066		2級
	高校卒	99	43.9	401,920	88,187	313,733		
係	中学卒	500	54.0	605,859	131,508	474,351		
	<b>技術主任</b> 大学卒	<b>560</b> 424	<b>33.6</b> 32.9	357,103	124,946	232,156		
H平小		424 53	32.9 37.9	352,696 307,171	130,141 91,386	222,556		同上
職	短 大 卒	82	38.2	397,171 382,569	87,869	305,785 294,700		미그
	中学卒	1	55.0	406,790	72,199	334,591		
種	事務係員	873	32.0	299,760	75,904	223,856		
	大学卒	495	31.0	306,734	93,563	213,171		
	短大卒	159	29.9	271,344	55,221	216,123		行政職(1)
	高校卒	210	36.9	307,002	44,438	262,563		1級、2級
	中学卒	9	56.2	380,340	67,879	312,461		
	技術係員	1,316	31.9	311,293	94,394	216,900		
	大学卒	910	30.5	301,529	95,829	205,700		
	短 大 卒	127	33.8	344,159	94,898	249,261		同上
	高 校 卒	271	37.3	333,513	86,174	247,339		
	中学卒	8	57.0	410,443	116,959	293,484		

3 規模100人以上500人未満 (企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

3	規模100人以上 	ひり入木	间 (正				業所規模50人以_	L)
\	項目			平成18:	年4月分平均	]支給額		
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	<b>支</b> 店 大短高中 中 卒卒卒卒卒	人	歳       	日	日	P	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
事	<b>場</b> 大短高中	1 - 1 -	39.0 - 39.0 - -	408,140 — 408,140 — —	  -  -  -	<b>408,140</b> 408,140	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
務	<b>事務部長</b> 大学卒 短校卒 高校卒	35 29 - 6 -	<b>53.8</b> 53.9  - 53.3  -	605,019 588,844 — 681,092 —	- - -	<b>605,019</b> 588,844 681,092	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め	同上
技術	<b>技術部長</b> 大安	38 23 5 10	<b>50.7</b> 50.6 54.7 49.0	<b>590,532</b> 590,918 637,880 565,406		<b>590,532</b> 590,918 637,880 565,406	られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
関係	<b>事務部次長</b> 大短 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	4 3 1 -	<b>53.8</b> 52.7 57.0 –	<b>504,625</b> 497,400 526,300 —		<b>504,625</b> 497,400 526,300	上記部長に事故等 あるときの職務代行 者 職能資格等が上記	行政職(1) 5級、6級
職	<b>技術部次長</b> 大短	<b>3</b> 3 1 1 1 1	<b>52.7</b> 52.7 – – –	<b>459,850</b> 459,850 — — —		<b>459,850</b> 459,850	部の次長と同等と認	同上
<b>種</b>	<b>事務課長</b>	100 51 7 39 3	<b>48.5</b> 47.7 50.5 48.4 55.3	<b>486,336</b> 455,290 546,659 508,519 503,531	3,488 6,153 — 1,473 —	<b>482,848</b> 449,137 546,659 507,046 503,531	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記	行政職(1) 3級、4級
	<b>技術課長</b> 大	99 45 20 27 7	<b>47.9</b> 46.1 47.3 49.3 53.9	<b>511,455</b> 533,269 514,611 480,375 489,025	10,639 16,187 — 14,533 268	<b>500,816</b> 517,082 514,611 465,843 488,757	課の長と同等と認められる課の長及び課 長級専門職	同上

	項目	項 目 平成18年4月分平均支給額				]支給額		
		調査	平均	きまって支給			備考	対応級
		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A)-(B)	III 3	Y41.0.114X
職	種			( A )	手当(B)			
	  事務課長代理	人 <b>7</b>	歳 44.4	円 <b>390,707</b>	円 <b>5 451</b>	円 <b>385,256</b>		
	大学卒	1	43.0	401,600	5,451 —	401,600	前記課長に事故等のあ	
	短大卒	1	36.0	426,550	38,160	388,390	るときの職務代行者	行政職(1)
	高校卒	5	46.4	381,360	—	381,360	課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する	3級、4級
	中学卒	-	_	<del>-</del>	_	331,333	者 課長に直属し部下4人	
	技術課長代理	-	1	_	_		以上を有する者	
	大学卒	_	_	_	_		職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら	
	短大卒	_	_	_	_		れる課長代理及び課長	同上
事	高校卒中学卒	_	_		_		代理級専門職	
	事務係長	63	41.1	356,518	60,453	296,065		
務	大学卒	23	41.2	362,889	35,026	327,863		
	短大卒	5	40.8	344,467	44,837	299,630	課長又は課長代理	行政職(1)
	高校卒	34	40.8	353,420	79,754	375,779	等に直属し直属の部	2級
•	中学卒	1	53.0	388,460	37,320	351,140	下を有する者	
	技術係長	62	43.7	375,515	68,939	306,575	職能資格等が上記 係長と同等と認めら	
技	大 学 卒	18	39.2	349,716	50,615	299,101	れる係長及び係長	
	短 大 卒	8	43.5	388,054	23,396	364,658	級専門職	同上
. h-	高校卒	35	45.9	386,470	89,660	296,810		
術	中学卒	1	53.0	354,100	101,288	252,812		
	事務主任	53	42.1	331,145	34,142	297,003		
関	大学卒	22	40.6	345,842	41,973	303,869		同上
	短 大 卒 高 校 卒	8 23	38.4 44.6	341,476 315,272	43,830 24,344	297,647 290,928		四工
IZ	中学卒	_	-	<del></del>	<u> </u>	290,920		
係	技術主任	62	39.2	325,348	65,443	259,904		
	大学卒	14	39.6	360,657	67,251	293,406		
職	短 大 卒	27	36.5	322,115	57,433	264,682		同上
	高 校 卒	19	43.2	300,628	73,942	226,686		
<del>1</del> #	中学卒	2	38.0	356,150	84,025	272,125		
種	事務係員	434	36.2	281,587	41,692	239,895		
	大学卒	150	34.4	288,194	41,844	246,350		行政職(1)
	短大卒	87	33.9	265,958	34,183	231,775		1級、2級
	高校卒中学卒	188	37.8	281,057	45,288 27,635	235,769		
	技術係員	9 <b>619</b>	49.6 <b>32.1</b>	335,551 <b>279,091</b>	27,635 <b>52,803</b>	307,916 <b>226,289</b>		
	大学卒	287	31.5	279,091	57,253	234,010		
	短大卒	126	30.1	250,115	31,080	219,035		同上
	高校卒	193	34.4	283,746	65,446	218,300		
	中学卒	13	47.3	307,343	69,190	238,153		

#### 4 規模100人未満 (企業規模100人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

_4	現模100人未満	( ) 上来况	<b>(民 I UU /</b>	、未満で、かつ				
	項目			平成18	年4月分平均	支給額		
		調査	平均	きまって支給」			備考	対応級
		実人員	年齡	する給与	うち時間外	(A)-(B)	ma <del>J</del>	ンコルいパス
職	種			( A )	手当(B)			
		人	歳	円	円	円		
	支店長	_	_	_	_			
	大学卒	_	_	_	_		構成員50人以上の	行政職(1)
	短 大 卒 局 校 卒	_	_	<u> </u>	_		支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	5級、6級
	中学卒	_	_	_	_		,	
	工場長	_	_	_	_			
	大学卒	_	_	_	_		構成員50人以上の	
	短 大 卒	-	_	_	_		工場の長(取締役兼	同上
事	高校卒	_	_	_	_		任者を除く。)	
	中学卒	_	-	407.000		407.000		
務	<b>事務部長</b> 大学卒	2 1	<b>53.0</b> 51.0	<b>487,300</b> 470,700	_	<b>487,300</b> 470,700		
3,3	短大卒	_ '	J1.0 —	470,700 —	_	470,700	2年以上又仕集代号	同上
	高校卒	1	55.0	503,900	_	503,900	2課以上又は構成員 10人以上の部の長	132
•	中学卒	_	_	_	_	,	職能資格等が上記 部の長と同等と認め	
	技術部長	2	48.0	551,665	_	551,665	られる部の長及び部	
技	大学卒	1	47.0	584,330	_	584,330	長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	
	短大卒		-		_	<b>540</b> ,000	米に甘で味い。)	同上
術	高 校 卒 中 学 卒	_ 1	49.0 —	519,000 —	_	519,000		
1413	事務部次長	_	_	_	_			
	大学卒	_	_	_	_			
関	短 大 卒	_	_	_	_		上記部長に事故等	同上
	高 校 卒	_	_	_	_		あるときの職務代行	
係	中学卒	_	_				者 職能資格等が上記	
	技術部次長	_	_	<u> </u>	_		部の次長と同等と認 められる部の次長及	
職	大学卒 知知	_	_	_	_		び部次長級専門職	同上
44%	高校卒	_	_	_	_			171
	中学卒	_	_	_	_			
種	事務課長	1	51.0	530,000	_	530,000		
	大学卒	1	51.0	530,000	<del>-</del>	530,000		行政職(1)
	短大卒	-	_	_	_		2係以上又は構成員	3級、4級
	高校卒 中学卒	_	_	_	_		5人以上の課の長 職能資格等が上記	
	技術課長	17	42.6	475,128	_	475,128	課の長と同等と認め	
	大学卒	6	46.0	530,097	_	530,097	られる課の長及び課 長級専門職	
	短 大 卒	5	41.4	471,826	_	471,826		同上
	高 校 卒	5	38.2	412,995	_	412,995		
	中学卒	1	50.0	472,500	_	472,500		

	項目			平成18:	年4月分平均	]支給額		
		調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
職	種	1	华	• •		П		
	事務課長代理 大 学 卒 短 校 卒 高 校 卒 中 学 卒	人 1 1 - -	歳 <b>46.0</b> 46.0 - -	339,600 339,600 — —	円	円 <b>339,600</b> 339,600	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職(1) 3級、4級
事	<b>技術課長代理</b> 大短高校 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	1 1 - -	<b>41.0</b> 41.0	<b>495,660</b> 495,660 — — —	  -  -  -	<b>495,660</b> 495,660	課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長 代理級専門職	同上
務	<b>事務係長</b>		1 1 1 1	  -  -  -			課長又は課長代理 等に直属し直属の部 下を有する者 職能資格等が上記	行政職(1) 2級
技術	<b>技術係</b>	23 2 13 8	33.7 33.5 36.2 29.8	295,687 265,001 326,106 253,927	102,320 122,280 112,988 79,995	193,367 142,721 213,118 173,932	職能負債等が工能係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
関係	<b>事務主任</b> 学大校高 中学	6 3 3 - 3	38.7 42.0 - 35.3	275,150 293,500 — 256,800 —	6,281 — — 12,561 —	268,870 293,500 244,239		同上
職	<b>技術主任</b> 大短高校 中学	12 4 8 -	<b>32.6</b> 31.5 33.1 –	287,633 279,564 291,668 —	105,962 102,231 107,828 —	<b>181,671</b> 177,332 183,840		同上
<b>種</b>	<b>事務係</b> <b>員</b> 卒卒卒卒 中 平	41 10 8 23	<b>35.4</b> 30.3 41.3 35.6	241,883 234,686 271,347 234,763	19,964 28,547 17,494 17,092	<b>221,918</b> 206,139 253,854 217,671		行政職(1) 1級、2級
	<b>技術係員</b> 大    大	199 71 81 44 3	29.0 28.9 25.5 35.0 36.5	258,387 262,613 228,196 305,482 289,528	<b>73,974</b> 64,984 74,152 89,355 84,164	184,413 197,629 154,045 216,127 205,364		同上

# その2 その他の職種 規 模 計

	項目			平成18	年4月分平均	]支給額	
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考
技能・	電話交換手	人 3	歳 43.3	円 333,364	円 35,784	円 297,580	見習、外国語の電話交換手を 除く。
労務	自家用乗用自 動車運転手	2	53.5	334,709	17,876	316,833	
関係	守衛	7	48.5	405,186	111,815	293,371	
職種	用務員	6	54.2	429,903	44,615	385,288	
	大学学長	1	69.0	827,000	_	827,000	
	大学副学長	5	64.8	874,568	_	874,568	
	大学学部長	5	60.8	866,500	_	866,500	
教	大学教授	94	56.5	825,831	2,766	823,065	
育関	大学助教授	66	47.0	663,173	2,616	660,558	
係職	大学講師	42	41.7	541,015	35,563	505,452	
種	大学助手	5	37.0	335,160	_	335,160	
	高等学校校長	_	_	_			
	高等学校教頭	1	64.0	767,438	_	767,438	
	高等学校教諭	36	47.4	572,096	_	572,096	
	研究所長	5	52.5	964,372		964,372	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研究	研究部(課)長	89	48.2	692,515	1,092	691,423	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
究関	研究室(係)長	80	47.5	601,722	9,135	592,587	構成員3人以上の室(係)の長
係職種	主任研究員	145	44.5	556,105	20,604	535,500	下記研究員より上位の者
種	研究員	249	36.3	360,749	76,951	283,798	
	研究補助員	113	28.7	262,463	60,781	201,682	

$\overline{}$	項目			平成18:	年4月分平均	支給額	
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考
		人	歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師5
	病院長	2	56.0	1,329,565	_	1,329,565	人以上
	副院長	3	55.3	1,204,533	_	1,204,533	上記院長に事故等あるときの 職務代行者
	医科長	22	49.4	837,932	35,650	802,282	部下に医師又は歯科医師1 人以上
医	医師	43	39.2	469,045	45,001	424,044	
	歯科医師	1	36.0	505,330	_	505,330	
療	薬局長	3	48.0	651,025	15,936	635,089	部下に薬剤師2人以上
関	薬剤師	22	36.7	371,334	64,396	306,938	
120	診療放射線技 師	32	35.4	356,337	62,123	294,214	
係	臨床検査技師	45	37.3	347,156	33,204	313,952	
職	栄養士	14	34.1	307,169	20,690	286,479	
440	理学療法士	25	31.3	304,240	17,822	286,418	
種	作業療法士	2	22.5	255,955	_	255,955	
	総看護師長	4	59.3	686,641	_	686,641	部下に看護師長5人以上
	看護師長	51	43.5	435,311	39,086	396,225	部下に看護師又は准看護師 5人以上
	看護師	117	30.8	304,693	61,075	243,618	
	准看護師	47	39.6	285,774	48,848	236,926	

### 第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

					(辛四、70)	
項目	採用あり	採用あり 初任給の改定状況				
学 歴		増額	据置き	減額		
大学卒	62.2	(26.8)	(73.2)	(0)	37.8	
高校卒	36.6	(33.3)	(66.7)	(0)	63.3	

(注)1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

#### 第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あ り	83.2
制度なし	16.8

(単位:円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	15,364
配偶者と子1人	20,918(5,554)
配偶者と子2人	25,487(4,568)

(参考)

	配偶者	15,800
市職員の	配偶者以外の1人目及び2人目の 扶 養 親 族	6,300
現行手当月額	その他の扶養親族	5,800
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

- (注)1 制度の有無は、全事業所を100とした割合である。
  - 2 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。
  - 3 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。
  - 4 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
  - 5 市職員においては、扶養親族でない配偶者を有する者の第1人目の子等について、500円を加算する。

## 第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無		支給の有無	事業所の割合
		借家・借間居住者に支給	75.3
支	給	自宅居住者に支給	59.9
		社宅居住者に支給	14.6
		非 支 給	23.7

(注) 複数回答である。

## 第16表 民間における特別給の支給状況

(単位:円)

			(単12:円)
項目	区分	事務·技術等従業員	技能·労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期(A1)	398,307	300,312
十岁別足內配司刀領	上半期(A2)	408,822	289,804
特別給の支給額	下半期(B1)	882,456	609,422
行が流りの文章の	上半期(B2)	928,426	624,728
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.22	2.03
(単位:月分)	上半期(B2/A2)	2.27	2.16
年 間 の 平	均	4.43	月分

(注)1 下半期とは平成17年8月から平成18年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

## 第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
係 員	19.1	12.7	1.8	66.4
課長級	14.0	9.2	2.4	74.4

<sup>2</sup> 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.45月分である。

## 第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

							(-12.70)
項目 定期昇給 定期昇給実施 制度あり			定期昇給	定期昇給 制度なし			
役職段階	103/2007		増額	減額	変化なし	停止	ا کا کی اورا
係員	83.8	83.2	49.4	6.8	27.0	0.6	16.2
課長級	82.5	80.8	40.3	11.6	28.9	1.8	17.5

(注)ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## 第19表 民間における年俸制の導入状況

(単位:%)

役職段階		項目	年俸制を導入している事業所	年俸制を導入していない事業所
課	長	級	28.7	71.3
部	長	級	33.9	66.1

## 第20表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

項目	昇給制度				昇給制度
	あり	自動昇給	查定昇給	昇格昇給	なし
係員	88.3	30.6	72.4	42.1	11.7
課長級	87.9	23.5	74.2	46.4	12.1

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

## 第21表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

		(十三:70)
項 目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	55.8	44.2
課長級	42.4	57.6

# 第22表 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	34.9
部門の整理・部門間の配転	30.5
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	30.3
転籍出向	29.4
一時帰休·休業	0.0
残業の規制	22.3
希望退職者の募集	5.7
正社員の解雇	0.0
賃金のカット	3.6
計	30.0

- (注)1 平成18年1月以降の実施状況である。
  - 2 複数回答である。
  - 3 「計」欄は、何らかの上記措置を行った事業所の割合である。

## 第23表 民間における所定労働時間の状況

#### 平均所定労働時間

1日単位	1週間単位
7 時間 45 分	38 時間 52 分

<sup>(</sup>注) 平均所定労働時間は、事務・管理部門の所定労働時間である。

#### 1日の所定労働時間の分布状況

(単位:%)

8時間	7時間50分以上 8時間未満	7時間40分以上 7時間50分未満	7時間30分以上 7時間40分未満	7時間30分未満
30.6	18.2	27.9	15.8	7.5

<sup>(</sup>注) 事務・管理部門の分布状況である。

# 1週間の所定労働時間の分布状況

(単位:%)

40時間	39時間以上 40時間未満	38時間以上 39時間未満	37時間以上 38時間未満	37時間未満
31.5	18.0	32.3	14.2	4.0

<sup>(</sup>注) 事務・管理部門の分布状況である。

# 第3部 労 働 経 済 指 標

#### 第24表 費目別、世帯人員別標準生計費

(亚成18年1日)

-				( †	·成18年4月)
世帯人員費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	29,670	40,920	54,120	67,320	80,520
住居関係費	36,190	59,150	57,640	56,130	54,610
被服・履物費	5,540	7,660	9,930	12,190	14,460
雑 費	31,700	54,830	75,780	96,730	117,680
維費	9,740	27,640	29,050	30,470	31,880
計	112,840	190,200	226,520	262,840	299,150

#### (注)1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2~5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成18年4月の費 目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、 人事院が示した「費目別、世帯人員別生計費換算乗数(平成18年全国)」を乗じ て算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額 に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

#### 2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ 次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 (一) 食料 住居関係費 (住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 一一被服及び履物

------保険医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

# 第25表 労働経済指標

		_				年月	単位	平成17年			
項	目						半加	4月	5月	6月	7月
全国(担				調査産業計	金額	千円	304.1	298.3	300.8	301.0	
			まって 給する		<u></u>	前年同月比	%	0.8	0.8	0.5	0.6
•	(規 模 3	給	与		うち所定内給与	金額	千円	277.7	273.3	275.5	275.5
労働時間	0 人					前年同月比	%	0.8	0.9	0.4	0.6
_	以上)	総	寒労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	158.1	146.0	158.4	155.2
(厚生労働省毎月勤労統計調査			うち所定外労働時間数			時間数	時間	12.9	12.0	12.2	12.4
働	神				調査産業計	金額	千円	334.6	328.8	332.7	334.6
月月	神奈川県		まって 給する	迥 旦 炷 耒 il		前年同月比	%	0.1	1.1	2.1	1.3
労統	(規 模	給			うち所定内給与	金額	千円	303.4	298.2	302.4	301.1
計調	3 0				) DITIZET SMIT -S	前年同月比	%	0.6	1.3	2.8	1.1
)		総	実労働8	数(調査産業計)	時間数	時間	155.3	144.4	156.7	153.4	
	)		うち所定外労働時間数			時間数	時間	13.7	13.7	13.5	14.5
	(総	消費		全	国	金額	千円	319.3	296.0	283.3	293.8
生計	(総務省家	費支出		± 😕		前年同月比	%	2.9	1.8	0.8	4.0
費	計調査	(全世#		Ш	崎市	金額	千円	337.2	321.1	303.4	375.5
	<b>盆</b> ✓	帯)		/''	נוי ניש	前年同月比	%	13.8	11.2	303.4	16.2
物		全 国 全 国			前年同月比	%	0.0	0.2	0.5	0.3	
/ <del>=</del>	(総表	総務省統計局) 川崎市				前年同月比	%	0.3	0.4	0.5	0.3
価		国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比	%	1.9	1.8	1.4	1.6	
	常用雇用指数(厚生労働省·調査産業計)				前年同月比	%	0.6	0.7	0.6	0.5	
雇用・		有 効 求 人 倍 率 (厚生労働				動省)	倍	0.93	0.95	0.96	0.97
生産		鉱工	業生産指	<b>重数</b> (	経済産業省)	前年同月比	%	0.1	1.3	0.2	2.6
	製 造 工 業 労 働 生 産 性 指 数 (社会経済生産性本部)				前年同月比	%	0.0	1.4	1.5	2.6	

					平成18年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
299.6	300.5	302.3	303.5	303.7	299.6	301.3	303.8	306.3
0.8	0.7	0.8	1.1	1.1	0.6	0.7	1.1	0.7
274.5	275.6	276.3	276.9	276.5	273.6	275.2	277.3	279.3
0.9	0.7	0.7	1.1	1.0	0.5	0.6	0.9	0.6
151.0	153.1	152.7	155.2	153.7	143.0	151.7	155.3	157.7
12.0	12.2	12.6	12.8	13.3	12.4	12.6	13.1	13.3
335.3	334.8	338.2	342.7	338.9	339.7	338.8	341.0	343.4
3.6	2.5	2.2	3.6	3.4	3.2	1.6	2.7	2.6
303.8	302.7	304.6	306.8	304.5	304.8	306.2	307.5	309.5
3.5	2.3	1.7	2.8	2.7	2.8	2.1	2.5	2.0
145.0	151.0	151.4	154.7	150.7	141.8	151.6	155.0	156.1
13.1	13.8	14.7	15.3	15.4	15.0	15.5	15.5	15.3
299.6	289.0	300.3	284.5	346.2	294.2	269.8	313.9	313.7
1.0	0.5	1.1	1.0	0.4	3.0	1.6	2.3	1.8
389.7	461.1	343.4	376.2	534.0	353.7	330.2	352.3	395.1
13.7	40.0	0.1	15.3	30.2	5.2	13.5	6.3	17.2
0.3	0.3	0.7	0.8	0.1	0.5	0.4	0.3	0.4
0.2	0.2	0.7	0.9	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3
1.8	1.8	2.1	2.0	2.3	2.7	3.0	2.7	2.5
0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.6
0.97	0.97	0.98	0.99	1.03	1.03	1.04	1.01	1.04
1.4	0.9	2.1	3.4	3.5	2.7	3.9	3.1	3.6
0.8	0.4	1.4	3.0	1.6	2.2	1.0	1.0	2.6